

各 位

鮎 解 禁 の お 知 ら せ

今年も鮎漁のシーズンがやってまいりました。
毎年稚鮎の放流をしておりますが、今年も地元建設業協会の協賛を得て
稚魚200kgの放流を実施しました。
(放流箇所は、宮之前橋上流・小比砂戸・此ヶ野橋上流)

解禁は次のとおりです

◎ 全川解禁 6月1日(金) 午前5時より11月30日まで

◎ 網入解禁 7月1日(日) 午前5時より11月30日まで

松原橋より下流は10月1日(月) から全面禁漁

《組合員入川料》

・年 券	竿釣・シャクリ・タモ	(共通)	5,000円
	身体不自由者・70歳以上の者		3,000円
・特別漁具料	巻網(1張50m以内2張)	1組	13,000円
・年 券	投網	1統(20m以内)	4,000円

希望者は、地区役員に早めに申し出て許可証を受けて下さい。

(特別漁具申込書は地区役員にあります。)

特別漁具料は入川料と別納です。

《一般遊漁入川料》

・年 券	竿釣・シャクリ・タモ	(共通)	6,000円
	身体不自由者・70歳以上の者		3,000円
・日 券	1日券(6月1日~11月30日)		2,000円

一般遊漁シャクリ(ひっかけ) 6月15日より

○三戸川二又木、河合堰堤より上流は網の使用禁止

◎ 〈釣専用区〉 1. 福岩ブチ(山本) 田山口~福岩ブチ下流水位表迄
2. ゼンマイブチ(水のみ)の下流。 3. 車のブチ
(特別漁具・シャクリ・タモ・ガリ釣 禁止)

◎ 入川証は、よく見える上半身について下さい。

◎ 巻網証は、竹ザオ等で良く見えるように立てて下さい。

◎ 特別漁具の使用は、組合員証、遊漁証許可名義人のみです。

◎ 他人に貸したり、借りての漁は違反ですので罰せられます。

役員又は特別監視員に許可証の提示を求められた時は、快くお示し下さい

入川証の不携帯及び違反漁は罰せられます。

全員で組合規則を守り、違反者のないようにしましょう。

赤羽川をきれいにしましょう。

天然資源(遡上鮎)保護のため、皆様のご理解、ご協力をお願い致します。

・入川証は、組合役員にあります。

平成30年5月20日

赤 羽 川 漁 業 協 同 組 合